

2023年4月27日

各 位

会 社 名 京セラ株式会社
代表者名 取締役社長 谷本 秀夫
(コード 6971 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員
経営管理本部長 千田 浩章
TEL. 075-604-3500

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度の内容の一部変更のお知らせ

京セラ株式会社（以下、当社）は、2023年3月29日に公表いたしました「業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入及び譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入及び譲渡制限付株式報酬制度の改定を行うことを決議し、関連する議案を2023年6月に開催予定の第69期定時株主総会（以下、第69期定時株主総会）に付議することとしておりますが、本日開催の取締役会において、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度の内容を下記のとおり一部変更することを決議し、変更後の内容にて第69期定時株主総会に付議することといたしましたので、お知らせいたします。

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入及び譲渡制限付株式報酬制度の改定に関する詳細は、2023年3月29日に公表いたしました「業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入及び譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 変更の目的

2021年3月1日施行の会社法改正において、取締役の報酬等として株主総会の決議で承認された内容に従い株式を発行又は処分する場合には、金銭の払込み又は財産の給付を要しないとする制度（無償発行制度）が導入されておりますが、譲渡制限付株式の付与の際の柔軟な運用を可能とするために、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度において無償発行制度を用いることができるように変更するものです。

2. 変更の内容

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度のいずれにおいても、当社から対象となる取締役に金銭報酬債権を支給し、それを現物出資させて当社の普通株式を発行又は処分する方法に加えて、取締役の報酬等として金銭の払込み又は財産の給付を要せず当社の普通株式を発行又は処分する方法によることも可能とする内容に変更いたします。なお、実際の株式の付与に当たり、いずれの方法によるかは、当社の取締役会の決議により決定いたします。

以 上